

添付法令資料 3 :

汽力発電所における混合燃料としてのバイオマス燃料 (B3m) の使用に関する  
2023年11月27日付インドネシア共和国エネルギー・鉱物資源大臣規則No.12 (目次)  
同月 30 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	バイオマス混焼による B3m の使用
第 1 節	通則 (第 2 条及び第 3 条)
第 2 節	基準及び質 (第 4 条)
第 3 節	バイオマス混焼の実施 (第 5 条ないし第 14 条)
第 4 節	B3m の供給 (第 15 条ないし第 17 条)
第 5 節	B3m の価格 (第 18 条ないし第 20 条)
第 6 節	労働安全衛生、設備の安全性並びに環境の保護及び管理 (第 21 条及び 第 22 条)
第 7 節	表彰 (第 23 条ないし第 25 条)
第 8 節	報告 (第 26 条)
第 3 章	指導及び監督 (第 27 条ないし第 30 条)
第 4 章	雑則 (第 31 条ないし第 35 条)
第 5 章	経過規定 (第 36 条及び第 37 条)
第 6 章	終則 (第 38 条及び第 39 条)